

丸善經營審議會規約

名稱及構成

一、本會ハ丸善經營審議會ト稱シ、社長統宰ノ下ニ會社役員及社員（傍系會社ヲ含ム）中カラ選出サレタ委員ヲ以テ構成スル

目的

二、本會ハ當社及傍系各社ノ經營全般ニ互リ其役員及社員ノ總意ヲ反映シテ上下意志ノ一体化ト經營ノ民主化ヲ図リ事業ノ興隆ト社員ノ社會的地位ノ向上ニ貢獻スルコトヲ目的トスル

委員ノ選出方法及任期

三、委員ハ別ニ定メルトコロニ依ツテ役員及社員中カラ之ヲ選出シ、委員長ハ社長ガ之ニ當ル

委員ノ互選ニ依ツテ若干名ノ常任委員ヲ置き、常任委員長ハ其ノ互選ニ依ル

委員ノ任期ハ六ヶ月トシ、毎年二月ト八月ニ改選スル、但シ重任ヲ妨ゲナイ

會議

四、審議會ノ會議（以下單ニ會議ト稱ヘル）ハ毎月一回定期ニ委員長ガ之ヲ召集スル

但シ常任委員會ガ必要ト認メタトキ又ハ審議委員ノ二分ノ一以上ガ必要ト認メタトキハ隨時開催スル
常任委員會ハ必要ニ應ジテ隨時ニ開催スル

五、會議ノ議長ハ委員長ガ之ニ當ル

委員長ガ事故アルトキハ委員長ノ指名スル委員ガ之ニ當ル會議ノ進行ハ常任委員長又ハ常任委員ガ之ニ當ル

六、議長ハ必要ト認メタ事項ニ對シテハ委員外ノ社員ヲ参加サセタ専門ノ小委員會ヲ設ケルコトガ出來ル

七、提案ハ會議開催予定日ノ五日前マデニ常任委員會ニ提出スル常任委員會ハ提出議案ヲ整理シテ會議前ニ之ヲ委員ニ通知スル

八、委員ガ會議デ行ツタ発言討論又ハ表決ニツイテハ會議外デノ責任ヲ問ハレナイ

決議

九、會議ノ決議ハ委員ノ三分之二以上ニ依ル

地方支店及地方傍系會社

一〇、支店及地方傍系會社ハ其規模ニ應ジテ夫々ノ責任者ヲ委員長トスル委員會ヲ置ク

本社ト支店及地方傍系會社間ノ連絡ハ委員中カラ代表者ヲ適時上京セシメルカ又ハ文書ヲ以テ緊密ニ行フ

一一、本會ノ規約ノ變更ハ會議ノ決議ニ依ル

但シ單ニ字句ノ修正程度ノモノハ常任委員會デ之ヲ行フコトガ
出來ル

附 則

委員ノ選出方法

本社ニ於テハ當分ノ間左記ノ階層別ニ據ル無記名投票デ行フ

役員（社長ヲ除ク） 三名 參事 參事 三名 主事 三名

主事補 七名 書記 八名 雇員 一名

女店員 三名 傭員 一名

但シ選出ニ當ツテハ常任委員會デ職域別ヲモ考慮シタ調整ヲ行フ

コトガ出來ル

委員ガ病氣其他ノ事故デ長期ニ亙ツテ會議ニ出席出來ナイトキハ

補缺選舉ヲ行フ

本規約ハ昭和二十一年五月三日カラ之ヲ實施スル

〔注〕 丸善經營審議會規約

昭和二十一年会社運営の民主化を計るために、子会社・傍系会社を含めた会社の経営全般に亘って社員発言の機関として丸善經營審議會が設立された。昭和二十二年三月十一日丸善株式会社従業員組合結成によって発展的解消。

丸善株式会社従業員服務規定

丸善株式会社は労働基準法並に労働協約の精神に基き、従業員組合と協議の上この規定を制定する

ここに定められたものは従業員の人格を尊重して、その経済福祉と社会的、文化的向上を図つたものであり、相互の信頼と協力により経営の合理化と民主化とを実現し、古き伝統を新しい時代に生かすことを念じたものである

従業員は規律に従い、責任を重んずると共に、その自主性を保ち一致協力して社業の再建と繁栄とに力を尽し、当社に課せられた文化的使命を遺憾なく達成して、以て日本文化の興隆に貢献せんことを希望する

第一章 総 則

第一条 従業員の勤務に関しては、労働基準法その他関係法規によるの外、この規定に従う

第二条 この規定にいうところの従業員とは、所定の手続きにより会社と雇傭契約を締結した者をいう

第三条 従業員はこの規定又はこれに基いて会社と組合と協議の上定めたこと以外に、勤務に関し規制又は強制されることはな

い

第四条 従業員はこの規定をまもることはもとより、職制により定められた上長の指示に従い互に協力してその職務を遂行するように努めなければならない

第五条 会社は業務上の都合により従業員に対して転勤、出張又は所属の変更を命ずることがある

前項の場合に従業員は正当と認められる理由がなければこれを拒むことはできない

第二章 採用及び見習期間

第六条 会社は入社を希望する者に対して詮衡を行い、合格したものを採用する

第七条 会社採用された者は入社の日から十日以内に次の書類を提出しなければならない

- 一、誓約書 一通
- 二、戸籍謄本 一通
- 三、身元保証書 一通
- 四、扶養家族届 一通
- 五、所得税控除申請書 一通
- 六、写真（型） 一葉

前項第三号身元保証書には確実な身元保証人二名の連署を必要

とする 内一名は勤務地又はその近郊に居住する者に限る

但し会社の従業員を以て身元保証人することはできない

第八条 入社後三ヶ月間は見習期間とする

第九条 業務上の都合により囑託を置くことがある

第三章 資格及び職制

第十条 従業員の資格は左の通りとする

参事 副参事 主事 主事補 書記 書記補 雇員

第十一条 従業員中に職務上左の職制を設ける

（本社にありては）

部 長 次 長 課 長 係 長

（支店、出張所にありては）

支店長 支店次長 課 長 係 長

売場長

出張所長

出張所主任

（工場にありては）

工場長 課 長 係 長

主任

第四章 服務

第十二条 従業員の勤務時間は左の通りとする

自午前九時 至午後五時

但し当分自午前九時三十分至午後五時三十分

第十三条 休憩時間は正午より一時間とする

但し店頭その他業務上の都合により一斉に休憩することができない場合には交替に或は分割して休憩する

第十四条 勤務時間、休憩時間は業務上の都合により、組合と協議の上変更することがある

第十五条 業務の必要上已むを得ない場合は、第十二条及び第三十五条の規定にかゝらず組合と協議の上、時間外勤務又は休日勤務をさせることがある

前項の規定は満十八歳未満の者には適用しない

休日出勤をさせた場合には代替休暇を与える

第十六条 前条第一項の規定中、時間外勤務は満十八歳以上の女子については最高を一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間とする

第十七条 従業員は出勤の際、出勤簿に捺印をして出欠を明らかにしなければならない

第十八条 病気その他已むを得ない理由によつて欠勤するときは予め欠勤予定日及びその理由を所屬上長の許可を得て届出る
病気欠勤が連続七日を超えるとときは医師の診断書を添えなければならぬ

ばならない

第十九条 遅刻又は早退の場合にはその理由を附し、所屬上長の許可を得て届出る

遅刻及び早退は次の計算により取扱ひ45につき欠勤一回とみなす

欠勤	45	二時間三十分未満	25
三十分未満	5	三時間	30
一時間	10	三時間三十分	35
一時間三十分	15	四時間	40
二時間	20	四時間以上	45

第二十条 勤務時間中選挙権を行使するときは予め所屬上長と連絡し、業務に支障のないよう交替で外出する

第二十一条 従業員は勤務時間中みだりに執務場所を離れたり、所屬上長の許可なく私用のために外出してはならない

第二十二条 従業員は勤務時間中は定められた業務に専念しなければならぬ

第二十三条 従業員は退出に際しては勿論、常時書類、帳簿その他一切を責任を以て処理しなければならない

第二十四条 従業員は公私の別を明らかにし、社名を以てする行為については会社の方針を守り、みだりに自己の意見を以て裁

量してはならない

第二十五条 従業員は予め会社の承認を得ないで職務上の関係先

より、金品その他の贈与又は饗応を受けてはならない

第二十六条 従業員は会社で使用すべき物品を社用以外の目的の

ために、許可を受けずに私用し又は社外に持出してはならない

第二十七条 従業員は会社の設備その他を無断で使用したり、又

はこれに損害を与えてはならない

第二十八条 従業員は会社の許可を受けないで自家営業をしたり、

又は他人の事業に関係してはならない

第二十九条 従業員は住所、戸籍、経歴その他第七条に定められ

た提出書類に、移動又は変更があつた場合には遅滞なく所属上

長を経て届出を要する

第三十条 身元保証人が住所、氏名を変更したとき、死亡したと

き、又は責任解除を申出たときは速やかに住所、氏名又は新規

保証人を届出なければならない

第三十一条 従業員は業務上の機密を洩らしてはならない

第三十二条 従業員は別に定める宿直規定によつて、宿直及び日

直をしなければならない

第三十三条 従業員は転勤、退職又は解職の場合担当事務を文書

(軽易なものにあつては口頭)によつて後任者に引継がなければ

ばならない

第三十四条 従業員は勤務中従業員徽章を左胸部に佩用しなけれ

ばならない

第五章 休日、休暇

第三十五条 会社の休日を左の通り定める

1 日曜日

2 一月一日・二日・三日

前項第1号中左の日曜日は出勤としそれに対して代休を与える

イ 棚卸決算日が日曜日に当る場合

ロ 年末の最終日曜日

第一項の休日は業務或は其の都合によつて組合と協議の上

一部又は全部を出勤させ労働基準法第三十五条第一項の定める

期間に於て他の曜日に振替えることがある

第三十六条 従業員は二月一日より翌年一月三十一日までの一年

間に、十四日の慰労休暇を任意の時期に受けることができる

但し一年の中途に於て入社したものは、その翌月より勤務月数

に應ずる日数の慰労休暇を受けることができる

毎年二月一日現在を以て勤務満十年以上のものは勤続一年を増

す毎に一日の慰労休暇を前項に加算する

但し最高二十日を超えることはできない

右の勤続年数には休職期間を算入する

第三十七条 前項の休暇を受けるときは予め所属上長を経て届出る

前項の場合会社は業務の都合により願出の期日を変更することができる

第三十八条 女子従業員は第三十六条の慰労休暇の外に生理休暇を受けることができる

前項の休暇を受けるときは所属上長を経て届出る

第三十九条 慰労休暇は当該年度に受けることを原則とする

第四十条 冠婚葬祭その他特別な事情のある場合の休暇を左の通り定める

一、結婚

初婚に限り

五日

二、忌引

父母

(養、継を含む)

配偶者

七日

子

〃

生后六日以内又は死産

三日

配偶者の父母

五日

兄弟姉妹祖父母孫

本人が扶養の義務ある場合

五日

〃

右に非ざる場合

三日

配偶者の兄弟姉妹

三日

三、証人、鑑定人又は陪審員として裁判所に出頭するとき

往復日数を含む必要日数

四、伝染病のため交通遮断を受け出勤不能のとき 当該期間

五、天災、地変その他災害に罹り出勤不能のとき

会社の認定する期間

六、業務上の傷病のため出勤不能のとき

医師の認定する治療期間

七、転勤の場合

1 単身赴任するとき

三日

2 家族を帯同して赴任するとき

五日

八、女子従業員の産前産後

各六週間

前項第八号の休暇は皆勤と見做さない

第六章 給与

第四十一条 従業員の給料は月給及び日給とする

第四十二条 月給者に対してはその月分を、日給者に対しては前

月二十一日よりその月二十日までの分を、毎月二十五日に支払

う

但し支払日が休日にあたるときは前日に繰上げて支払う

第四十三条 給料は基本給の外に、物価手当及び恒産手当を加給

し、別に特定者に対し家族手当、技能手当及び役手当を支給する

初任基本給及び諸手当の支給率は別表の通りとする

第四十四条 削除

第四十五条 家族手当は配偶者及び満十八歳未満又は満六十歳以上の扶養家族、又は不具廃疾者を有する者に対し支給する

但し扶養家族中五人を超える人員には支給しない

第四十六条 役手当は課長以上の役付者に対して支給する

第四十七条 この規定第三十五条、第三十六条、第三十八条の生理休暇は一回に連続二日年十二日及び第四十条の休日及び休暇は有給とする

第四十八条 左の各号の一に該当するときは第四十二条の規定にかかわらず、七日以内に支払う

一、本人が死亡したとき又は停年により退職するとき

二、自己の都合により退職するとき

前項第一号あつてはその月分全額を、第二号にあつては勤務日数に応じ日割計算をして得た金額とする

第四十九条 従業員の解職又は退職に際しては、別に定める退職

金規定によつて退職金を支給する

第五十条 従業員が転勤又は出張を命ぜられたときは、別に定め

る旅費規定によつて旅費を支給する

第七章 教育及び福利厚生

第五十一条 人格の陶冶、知識の向上のために必要な教育及び福利厚生事業に関する方針の決定並びにこれに基く施設の運営については、組合と協議して行う

第五十二条 永年勤続し、円満退職した従業員で退職後独立して営業を営む者に対しては、別に定める規定によりこれを援助する

第八章 安全、保健及び災害補償

第五十三条 従業員は労働安全衛生規則及びこれに基いて会社が定める安全及び衛生に関する心得をまもり災害、疾病の予防につとめなければならない

第五十四条 従業員は火気の取扱いは特に注意を払い、みだりの場所で喫煙をしてはならない

第五十五条 従業員は災害の発生を発見し、又はその危険を予知したときは速やかに責任者に知らせ、その指示に従わなければならない

但し急を要するときは臨機の処置をとり、直ちに責任者に報告する

第五十六条 次の各号に該当するものは勤務してはならない

一、再帰熱、麻疹、炭そ、鼻そ、その他これに準ずる伝染病にかゝつた者

二、病毒伝ばのおそれのある結核、梅毒、かいせん、その他の伝染性皮膚疾患、のう漏性結膜炎、著しく伝染のおそれのあるトラホームその他これに準ずる伝染性眼疾患にかかつた者又は伝染病の病原体保有者

三、精神分裂病、さううつ病、麻ひ性痴ほう、その他の精神病の患者であつて就業することが不適当な者

四、胸膜炎、結核、心臓病、脚気、関節炎、けんしょう炎、急性泌尿生殖器病、その他の疾病にかかつた者であつて労働のために病勢が著しく増悪するおそれのある者

五、その他医師の診断によつて勤務に不適当と認められた者

第五十七条 会社は従業員に対して、一年一回以上の健康診断を行ふ

又必要のあるときは従業員の一部に対して臨時に健康診断を行ふ

第五十八条 会社は健康要保護者に対しては勤務制限、配置転換その他保健上必要な措置をとる

前項の要保護者の判定は医師の診断による

第五十九条 従業員の業務上の傷病に対する災害補償は労働基準

法の定めるところによる

第六十条 従業員の業務外の傷病に対する取扱いは別に定める

第九章 休職、解職及び退職

第六十一条 従業員が左の各号の一に該当するときは休職とする

1 業務外の傷病欠勤が引続き左の期間に及んだとき

(イ) 勤続一年未満の者 一ヶ月

(ロ) 三年 二ヶ月

(ハ) 五年 三ヶ月

(ニ) 十年 六ヶ月

(ホ) 十五年 八ヶ月

(ヘ) 勤続十五年以上の者 十ヶ月

2 事故欠勤が引続き一ヶ月に及んだとき

3 関係事業へ出張勤務するとき

第六十一条の二 従業員の休職期間は左の通りとする

1 前条第1号の場合

(イ) 勤続五年未満の者 一年

(ロ) 勤続五年以上十五年未満の者 二年

(ハ) 勤続十五年以上の者 三年

2 前条第2号の場合 二ヶ月

3 前条第3号の場合 必要な期間

第六十二条 従業員が左の各号の一に該当するときは三十日前に

予告をするか、又は三十日分以上の平均賃金を支給して、予告をせずに解職することができる

1 休職期間が満了したとき

2 精神又は身体の障碍、若しくは老衰により、勤務に堪えないと認められたとき

3 事業経営上止むを得ない都合があるとき

4 刑事事件に関し起訴せられ、有罪と決定したとき

5 その他前各号に準ずる事由のあるとき

天災その他止むを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は従業員の責に帰すべき事由に基いて所轄労働基準監督署長の認定を受けて解職する場合はこの限りでない但し前項第三号の理由により解職する場合は予め組合と協定を行う

第六十三条 左の場合は退職とする

1 従業員が身上の都合により、退職願を所属上長を経て提出し許可を受けたとき

2 本人が死亡したとき

3 左の停年に達したとき

主事以下（男子）

満五十五才

” （女子）

満五十才

参事、副参事

満六十才

但し嘱託を除く

第六十四条 従業員が退職又は解職せられたときは、会社からの貸与品は直ちに返還し会社に負債があるときは退職の日までに完済しなければならない

第六十五条 従業員は退職又は解職せられた後でも、引継を終らない間は在職中と同様の責務を負う

第十章 表彰及び懲罰

第六十六条 従業員が左の各号の一に該当したときは表彰する

1 永年勤続して功労があつたとき

2 勤務成績が著しく優れたとき

3 非常の際、特に功労があつたとき

4 その他特に表彰する必要があると認められたとき

第六十七条 前条の表彰は功績の程度により昇給、褒賞とする

第六十八条 従業員が左の各号の一に該当するときは懲罰する

1 著しく出勤、又は勤務状態が不良のとき

2 故意、又は重大な過失によつて会社に損害を及ぼしたとき

3 会社の業務上の機密を洩らしたとき

4 不正、不義の行為をして従業員としての体面を汚したとき

5その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があつたとき

第六十九条 懲罰はその程度により譴責、減給、出勤停止、解職に分ける

前条第一項第二号の場合は、その全部又は一部を賠償させることがある

第七十条 賞罰は賞罰委員会の議を経て、社長が行う

賞罰及び賞罰委員会に関する規定は別に定める

附則

第七十一条 この規定は昭和二十三年三月四日より実施する

〔注〕 丸善株式会社従業員服務規定

昭和二十一年十一月「處務規約案百九条」をまとめ、昭和二十三年二月二十九日「丸善株式会社従業員服務規定」を改正実施した。この規定は後に若干の補足訂正がなされて現在に至っている。

丸善厚生會規定

第一條 本會は、丸善厚生會と稱する。

第二條 本會は、丸善株式會社に勤務する者、全員を以て組織する。

第三條 本會は、スポーツ・健全娛樂・趣味等を通じて体育及び教養に資すると共に、福利事業を行い、明朗な生活を樹立する事を目的とする。

第四條 本會は、前條の目的を達成するために、次の事業を行う。
一、教養・体育・趣味・娛樂等の厚生事業及びこれに必要な施設。

二、保險・購買・月賦立替等の福利事業。

三、その他必要な事業。

第五條 本會は、本部を本社内に、支部を支店、出張所及び工場に置く。

第六條 本會には、左の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 一、名譽會長 | 一名 |
| 二、會長 | 一名 |
| 三、支部長 | 若干名 |

四、本部委員及び支部委員……………若干名

五、監事……………二名

第七條 名譽會長には、社長を推戴する。

會長は、取締役中から社長が任命する。

支部長は、支店長・出張所長及び工場長とする。

本部委員及び監事は、本社所屬員中より經營協議會に於て決定する。

支部委員は各支部長と当該組合との協議によつて決定する。

第八條 會長は、會務を統理する。

支部長は、支部の會務を掌理し、支部のみに關する事項については、適宜これを、處理すると同時に、本部委員會に報告するものとす。

本部委員は、會長を補佐して本會の事務を處理する。

支部委員は、支部長を補佐して支部の事務を處理する。

監事は本會の會計を監査する。

第九條 役員の任期は、二ヶ年とする。但し、重任を妨げない。

役員に欠員を生じたときは、直ちに補充するものとする。この場合、補欠者の任期は、前任者の殘存期間とする。

第十條 本會の會計年度は、二月一日より、翌年一月三十一日迄とする。

第十一條 會長は、毎年二月に、本會の財産目録、貸借対照表、

收支計算表、事務報告書及び、次年度予算表、事業計画書を經營協議會に報告すると共に、一般に、公告をする。

第十二條 本會の經費は、會費・寄附金・利息及び雜收入を以て充てる。

第十三條 本會々員は、會費として、左の基準によつて毎月各自の俸給中より醵金するものとする。……基本給の百分の五……

第十四條 病氣欠勤、その他の事故により俸給を受けない月、又は、俸給がその月額二分の一に満たない月の會費は免除する。

第十五條 本會の基本金その他の金銭は會社に預金し又は、會社の株式に投資するものとする。

第十六條 毎年度決算に於て剰余金を生じたときは、基本金に繰入れるものとする。

第十七條 基本金は經費に充当することはできない。

第十八條 本會の事務は、人事課・會計は經理課に委嘱する。

第十九條 會員の資格の得喪は入・退社の時とする。

第二十條 會員は脱會の際、會費の払戻その他本會の財産に対して分配を要求する何等の權利を有しない。

附 則

本改正規定は、昭和二十五年 月 日より実施する。

〔注〕 丸善厚生會規定

社員の福利厚生をはかるため従来の丸善共済會を丸善厚生會に改組、昭和二十四年四月一日発足した。従来共済會が行つてきた療養扶助金等の共済事業は従業員服務規定に組み込まれた。

丸善株式會社従業員組合規約

第一章 總 則

第一條 本組合ハ丸善株式會社従業員組合ト呼ブ

第二條 本組合ハ丸善株式會社在京従業員（分系會社勤務員ヲ含ム）ヲ以テ組織スル

但シ會社ノ利益ヲ代表スルト認メラレル者ヲ除ク

第三條 本組合ハ事務所ヲ丸善株式會社本社内ニ置ク

第二章 目 的

第四條 本組合ハ労働組合法ニ基キ組合員ノ勤務條件ノ維持改善、共同福祉ノ増進其ノ他經濟的社會的地位ノ向上ヲ圖ルト共ニ會社運営ノ民主化ヲ實現シ社業興隆ノ基盤トナルコトヲ期スル

第五條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメニ左ノ事業ヲ行フ

一、團體協約ヲ締結スル事項

二、事業經營ニ對スル組合員ノ創意反映ニ關スル事項

三、組合員及ビ家族ノ福利厚生ニ關スル事項

四、組合員ノ文化教養ニ關スル事項

五、労働及ビ社會問題ニ關スル資料蒐集並ニ之ノ研究ニ關スル事項

六、同一目的ヲ有スル他團體トノ連絡、提携ニ關スル事項

七、其ノ他本組合ノ目的ヲ達成スルノニ必要ナ事項

第三章 加入脱退

第六條 本組合ニ加入スルニハ所定ノ申込書ニ加入金及ビ組合費

一ヶ月分ヲ添ヘテ申込ムモノトスル

組合員トシテノ資格ハ組合ガ之ヲ受理シタトキニ發生スル

第七條 組合員ガ本組合ヲ脱退スルニハ其ノ理由ヲ明記シテ組合

ニ届出デ其ノ承認ヲ得ルヲ要スル

第四章 機關及役員

第八條 本組合ニ左ノ機關ヲ置ク

一、大會

二、委員會

三、執行委員會

第九條 大會ハ最高ノ決議機關デアリ全組合員ヲ以テ構成シ年二

回（二月、八月）定期ニ執行委員長ガ招集スル

但シ委員會ガ必要ト認メタ場合又ハ組合員ノ三分ノ一以上ノ請

求ガアツタ場合ハ臨時ニ開催スル

第十條 委員會ハ大會ニ次グ決議機關デアリ委員、執行委員ヲ以

テ構成シ毎月一回定期ニ開催シ、執行委員長ガ必要ト認メタ場

合ハ隨時之ヲ招集スル

第十一條 執行委員會ハ組合ノ事業執行機關デアツテ大會並ニ委

員會ノ決議ヲ執行シ併セテ緊急事項ヲ處理スル

執行委員會ハ隨時開催スル

第十二條 會議ハスベテ構成員ノ半數以上ガ出席シナケレバ成立

シ得ナイ

第十三條 會議ノ決議ハ構成員ノ過半數ヲ以テ決シ、可否同數ノ

場合ハ議長ノ決スルトコロニヨル

第十四條 會議ノ議長ハ執行委員長ガ之ニ當ル

第十五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

執行委員長 一名

副執行委員長 一名

書記長 一名

執行委員 若干名

委員 若干名

第十六條 執行委員長ハ本組合ヲ代表シ組合ノ業務ヲ統轄スル

第十七條 副執行委員長ハ執行委員長ヲ輔佐シ必要アルトキハ其

ノ職務ヲ代行スル

第十八條 書記長ハ執行委員長ノ命ヲ承ケ組合ノ一般事務ヲ掌理

スル

第十九條 執行委員ハ委員ノ互選トシ執行委員長、副執行委員長

及ビ書記長ハ執行委員ノ互選トスル

執行委員ノ定數ハ改選ノ都度委員會ニ於テ決定スル

第二十條 委員ハ課委員及ビ級委員ノ二種トシ、課委員ハ各課

(課ヲ構成シナイ分科ハ之ヲ一課ト見做ス)ノ組合員二十名ニ

付一名ノ割合デ選出サレ、級委員ハ副參事、主事、主事補、書

記、書記補、女店員(書記、書記補)雇員ノ各級ヨリ課委員ト

同數ガ選出サレル

級委員ノ各級ノ定員數ハ改選ノ都度之ヲ定メル

級委員デ課委員ニ選出サレタ場合ハ級委員ノ次點者ガ補充サレ

ル

第廿一條 本組合ノ役員ノ任期ハ毎年二月一日ヨリ一箇年トスル

但シ再選ヲ妨ゲナイ

第廿二條 役員ノ中退社又ハ其ノ理由ニヨリ缺員ヲ生ジタ場

合特ニ業務遂行ニ支障ノナイ限り次ノ改選期迄之ノ補充ヲ行ハ

ナイ

特ニ補充ヲシタ場合ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トスル

役員ハ身分又ハ職場變更ノ場合デモ其ノ資格ヲ失ハナイ

第廿三條 役員ノ選舉ハ定數連記制無記名トスル

第廿四條 役員ガ本務ニ忠實デナイ場合ハ委員會ノ決議ニヨリ之

ヲ解任スルコトガ出來ル

第廿五條 本組合ニ書記及ビ事務員若干名ヲ置クコトガ出來ル

第五章 事業部

第廿六條 本組合ハ第五條ノ目的ヲ達成スルタメニ左ノ各部ヲ置

ク

調査部 文化部 厚生部 會計部

其ノ他執行委員會デ必要ト認メタ部

第廿七條 各部ノ部長ハ役員中ヨリ執行委員長ガ委嘱スル

第廿八條 各部ノ部員ハ執行委員會ノ承認ヲ得テ部長ガ組合員中

ヨリ之ヲ委嘱スル

第六章 會計

第廿九條 本組合ノ經費ハ加入金、組合費、寄附金及ビ其ノ他ノ

收入ヲ以テ充テル

第卅條 本組合ノ加入金ハ金二圓トシ組合費ハ月額五圓トスル

第卅一條 既納ノ會費ハ理由ノ如何ヲ問ハズ一切之ヲ返還シナイ

第卅二條 本組合ノ決算ハ毎年一月及ビ七月末日トシ大會ニ於テ

決算報告ヲナシ之ノ承認ヲ經ルコトヲ要スル

第卅三條 本組合ノ會計及財産管理ハ執行委員會ノ連帶責任トス

ル

第七章 賞罰

第卅四條 組合ニ對シテ大キナ貢獻ヲシタ組合員ニ對シテハ大會

又ハ委員會デ決議シテ表彰スルコトガ出來ル

第卅五條 次ノ各項ニ該當シタ組合員ニ對シテハ大會又ハ委員會

デ除名又ハ組合員トシテノ權利ヲ停止スルコトガ出來ル

一、組合ノ規約又ハ決議ニ違反シタトキ

二、組合ノ統制ヲミダス行動ヲシタトキ

三、職務怠慢其ノ他組合員ノ名譽ヲ毀損スル行爲ヲシタトキ

附則

第卅六條 本規約ノ變更及ビ組合ノ解散、分離、合同、連盟ニ關

シテハ大會ノ決議ヲ必要トスル

第卅七條 本規約ハ昭和二十二年三月十一日より實施スル

〔注〕 丸善株式會社従業員組合規約

昭和二十二年三月十一日、部長以上を除く全従業員を以て丸善株式會社従業員組合を結成、各支店・出張所に各々支部を置いた。

丸善労働組合規約

第一章 總則

（名稱）

第一条 この組合は丸善労働組合（以下組合という）と称す。

（所在）

第二条 組合は本部を東京都中央区日本橋通り三の三、内藤ビル内に置き、支部を札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、京都、大阪、神戸、岡山、広島、福岡に置く、姫路は神戸支部、長崎は福岡支部の分会とする。

（構成）

第三条 1 組合は丸善株式会社（以下会社という）並びに總會または中央委員會で認める関連会社の従業員のうち第七条に規定するもので組織する。

2 その他總會または中央委員會において加入を認めたものを含む。

（法人格）

第四条 組合は法人とする。

（目的）